

京都市告示第160号

平成25年4月1日京都市告示第21号（平成25年度京都市国民健康保険料率）の一部を次のように改めます。

平成25年6月5日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

(3) 世帯別平等割

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯	19,330円
イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯	9,670円
ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯	14,500円

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

(3) 世帯別平等割

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯	6,040円
イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯	3,020円
ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯	4,530円

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）